

第5次地域管理経営計画書

第5次国有林野施業実施計画書

(高梁川上流森林計画区)

(第二次変更計画書)

計画期間 $\left(\begin{array}{l} \text{自 平成28年4月 1日} \\ \text{至 平成33年3月31日} \end{array} \right)$

(変更年月 平成30年3月)

近畿中国森林管理局

目 次

〔地域管理経営計画書〕

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項	1
(4) 主要事業の実施に関する事項	1
2 国有林野の維持及び保存に関する事項	2
(3) 特に保護を図るべき森林に関する事項	2
5 公益的機能維持増進協定に基づく林道の開設その他国有林と一体として整備及び 保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全に関する事項	2
(2) 国有林と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の 整備及び保全に関する事項	2

〔国有林野施業実施計画書〕

2 施業群の名称並びに区域、伐期齢又は回帰年、上限伐採面積、伐採箇所ごと の伐採方法及び伐採量並びに更新箇所ごとの更新方法及び更新量	3
(4) 伐採総量	3
(5) 伐採総量	4
5 保護林の名称及び区域	5
7 公益的機能維持増進協定の名称及び区域等	5

第5次地域管理経営計画書（高梁川上流森林計画区）の変更について

国有林野管理経営規程第6条第9項に基づき地域管理経営計画の一部を次のように変更します。
なお、本変更計画は、平成30年4月1日から効力を有します。

【変更理由】

伐採適期を迎えた高齢級のスギ、ヒノキ人工林が増加することを踏まえ、主伐及び更新計画を変更し、森林整備のための間伐計画を変更します。

保護林制度の見直しを受け、保護林の名称を変更します。

「公益的機能維持増進協定」が締結されたことから関係項目を変更します。

【変更する内容】

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

(4) 主要事業の実施に関する事項

イ 主要事業の総量

本計画期間において、機能類型区分に応じた施業管理を行うために必要な伐採、更新、保育、林道の事業総量は以下のとおりです。

(ア) 伐採総量

(単位：材積 m³、面積 ha)

区 分	主 伐	間 伐	計
山地災害防止タイプ	—	(4) 721	721
自然維持タイプ	—	—	—
森林空間利用タイプ	—	—	—
快適環境形成タイプ	—	—	—
水源涵養タイプ	<u>79,366</u>	(573) <u>57,453</u>	<u>136,819</u>
計	<u>79,366</u>	(577) <u>58,174</u>	<u>137,540</u>

注1：() は、間伐面積

注2：[] は、搬出等に伴う支障木、マツクイムシの被害木等の伐採箇所があらかじめ特定できない臨時的な伐採量で外書

(イ) 更新総量

(単位：ha)

区 分	人工造林	天然更新	計
山地災害防止タイプ	—	—	—
自然維持タイプ	—	—	—
森林空間利用タイプ	—	—	—
快適環境形成タイプ	—	—	—
水源涵養タイプ	<u>193</u>	—	<u>193</u>
計	<u>193</u>	—	<u>193</u>

注：四捨五入により内訳と計が合わないことがある。

2 国有林野の維持及び保存に関する事項

(3) 特に保護を図るべき森林に関する事項

ア 保護林

(単位：ha)

区 分	箇所数	面 積
希少個体群保護林	1	30
総 数	1	30

注1：四捨五入により内訳と総数が合わないことがある。

注2：保護林は、「保護林制度の改正について」（平成27年9月28日付け27林国経第49号）により、（1）森林生態系保護地域、（2）生物群集保護林、（3）希少個体群保護林の3区分となったため、再編を行った。

注3：各保護林の設定目的は、以下のとおりである。

- ・ 生物群集保護林：地域固有の生物群集を有する森林の保護・管理
- ・ 希少個体群保護林：希少な野生生物の育成・生息に必要な森林を保護・管理

5 公益的機能維持増進協定に基づく林道の開設その他国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全に関する事項

(2) 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全に関する事項

協 定 数	1 件		
面 積：民	1 ha	面 積：国	14 ha
整備・保全の内容	森林整備（民、国：間伐）、森林作業道の開設		

第5次国有林野施業実施計画（高梁川上流森林計画区）の変更について

国有林野管理経営規程第14条第2項に基づき国有林野施業実施計画の一部を次のように変更します。

なお、本変更計画は、平成30年4月1日から効力を有します。

【変更理由】

伐採適期を迎えた高齢級のスギ、ヒノキ人工林が増加することを踏まえ、主伐及び更新計画を変更し、森林整備のための間伐計画を変更します。

「保護林制度の改正について」（平成27年9月28日付け27林国経第49号林野庁長官通知）により生物群集保護林及び希少個体群保護林を新設するとともに、既設の保護林の廃止及び新設する保護林への移行を行います。

「公益的機能維持増進協定」が締結されたことから関係項目を変更します。

【変更する内容】

2 施業群の名称並びに区域、伐期齢又は回帰年、上限伐採面積、伐採箇所ごとの伐採方法及び伐採量並びに更新箇所ごとの更新方法及び更新量

(4) 伐採総量

機能類型等別の伐採量は次のとおりです。（地域管理経営計画の1の(4)のイの(ア)）

なお、本表は、伐採造林計画簿で定める箇所ごとの伐採量を取りまとめたものです。

（単位：材積 m³、面積 ha）

区 分	林 地					林地 以外	合 計
	主 伐	間 伐	小 計	臨時伐採量	計		
山地災害防止タイプ	—	(4.17) 721	721				
自然維持タイプ	—	—	—				
森林空間利用タイプ	—	—	—				
快適環境形成タイプ	—	—	—				
水源 涵養 タイプ	天 然 林	—	—	—			
	複 層 林	592	13,130	13,722			
	長 伐 期	—	4,523	4,523			
	分散伐区	46,521	37,879	84,400			
	施業群設定外	32,253	1,921	34,174			
	小 計	79,366	(572.71) 57,453	136,819			
合 計	79,366	(576.88) 58,174	137,540	2,200	139,740	—	139,740
年 平 均	16,765	(118.10) 11,923	28,688	440	29,128	—	29,128

注：「間伐」欄の()は、間伐面積

(再掲) 市町村別内訳

(単位：材積 m³、面積 ha)

区 分	林 地					林地 以外	合 計
	主 伐	間 伐	小 計	臨 時 伐採量	計		
神石高原町	79,366	(576.88) 58,174	137,540				
合 計	79,366	(576.88) 58,174	137,540	2,200	139,740	—	139,740

注1：市町村の内訳には、臨時伐採量及び林地以外の土地に係る伐採量は含まない。

注2：「間伐」欄の()は、間伐面積。

(5) 更新総量

機能類型等別の更新量は次のとおりです。(地域管理経営計画の1の(4)のイの(i))

なお、本表は伐採造林計画簿で定める更新箇所ごとの更新量を取りまとめたものです。

(単位：ha)

区 分	人工造林			天然更新			合 計
	単層林造成	複層林造成	計	天然下種第2類	ぼう芽	計	
山地災害防止タイプ	—	—	—	—	—	—	—
自然維持タイプ	—	—	—	—	—	—	—
森林空間利用タイプ	—	—	—	—	—	—	—
快適環境形成タイプ	—	—	—	—	—	—	—
水源涵養タイプ	193.12	—	193.12	—	—	—	193.12
合 計	193.12	—	193.12	—	—	—	193.12

5 保護林の名称及び区域

保護林の箇所別の詳細は次のとおりです。(地域管理経営計画の2の(3)のア)

(単位：ha)

区 分	名 称	既設 ・ 新設	面 積	位置(国有林・林小班)	特徴等
希少個体群 保護林	岩見山希少 個体群保護林	既設	29.64	岩見山 792に、ほ、へ、と	石灰岩を中心とする、古生層の岸壁が特異な地形をなす自然景観の保護と学術研究

注1：保護林は、「保護林制度の改正について」(平成27年9月28日付け27林国経第49号)により、(1)森林生態系保護地域、(2)生物群集保護林、(3)希少個体群保護林の3区分となったため、再編を行った。

注2：各保護林の設定目的は、以下のとおりである。

- ・生物群集保護林：地域固有の生物群集を有する森林の保護・管理
- ・希少個体群保護林：希少な野生生物の成育・生息に必要な森林を保護・管理

7 公益的機能維持増進協定の名称及び区域等 (地域管理経営計画の5の(2))

名 称	区 域 (林小班)		面積 (ha)	森林施業 の種類	林 道 の 開 設 等	設定年及び 有効期間	備 考
	民	国					
寄倉山地域 公益的機能 維持増進協 定	民	955林班	0.90	間伐	二	H29年設定 H29年4月1日	
	国	815㍿1、 815㍿2	13.51	間伐	森林作業道開設 1,400m	～ H33年3月31日	